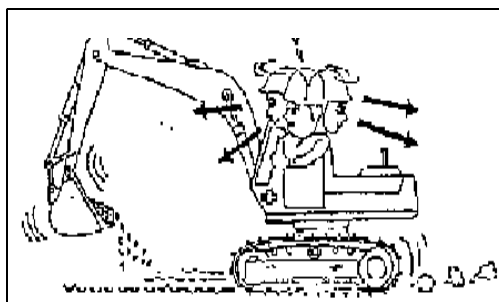


## 【安全衛生教育】

### 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転(再教育)



### (6時間コース)のご案内

一般社団法人 北海道林業機械化協会  
札幌市中央区北4条西4丁目1 伊藤ビル6F  
(TEL 011-251-0708, FAX 011-251-0710)

労働安全衛生法では、機体重量3トン以上の車両系建設機械(バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザ等)による業務は、法令に定められた『技能講習』を修了した人でなければ、これらの作業に従事することはできません。また、同法では、技能講習修了後、一定期間(概ね5年以上)経過した人に『安全衛生教育(再教育)』を実施することを求めています。

当協会では、安全衛生団体として、受講者が15人程度以上いましたら『出張講習』を行いますので、ご連絡願います。

#### 1 講習カリキュラム

科	目	範	困	時 間
学 科	・最近の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の特徴	・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の構造上の特徴、作業装置及び安全装置		2時間
	・最近の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の取扱いと保守	・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)による作業と安全、点検・整備		2時間
	・災害事例及び関係法令	・災害事例とその防止対策 ・労働安全衛生法令のうち車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)に関する条項		2時間
合			計	6時間

#### 2 受講申込みの手続き

受講申込書(別紙)に必要事項を記入し、次の書類等を添えて当協会に送付してください。

- (1) 写 真；顔写真(縦3.0cm×横2.5cm)1枚(裏面に氏名を記入)
- (2) 技能講習修了証の「写」(顔写真等が判明できるようお願いします。)
- (3) 受講経費；11,000円(教本代含む。令和2年4月1日～)

#### 3 受講時に持参するもの

- (1) 学科講習には、筆記用具(鉛筆・蛍光ペン)等を持参してください。

#### 4 修了証の交付 安全教育を修了した人に、当協会が「再教育修了証」を交付します。